

西東京市の介護予防に関する 新規サービス利用の流れが変更になります。

令和6年7月1日より、**介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス・訪問型サービス）**、及び一部の**介護予防サービス**について、新規利用希望者（要支援1・2、事業対象者）に関するサービス利用までの流れが以下の通り変更になります。

① 対象者

要支援1・2、事業対象者

※末期がん、難病、認知症の方を除く。

詳しい利用の流れにつきましては、
裏面をご覧ください。

② 対象サービスと変更点

利用希望サービス	令和6年7月1日以降
通所型サービス（A・C）	原則、 <u>全員が短期集中予防サービス（通所型サービスC）</u> を実施 ※特別な理由がある場合は除く。
訪問型サービス 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防通所リハビリテーション	原則、 <u>同行訪問アセスメント（事前訪問）</u> を実施 ※医師の指示書がある場合、又は特別な理由がある場合は除く。

【同行訪問アセスメント（事前訪問）】

リハビリテーション専門職と地域包括支援センター職員がご自宅を訪問し、生活の様子や身体の状況を確認。元の暮らしを取り戻すための適切な目標を提案。

【短期集中予防サービス（通所型サービスC）】

3か月間、週1回（全12回）の通所サービス（利用者負担：なし）

※事業所により送迎費等の自己負担が発生する場合あり。

③ 7月1日までの新体制移行スケジュール



西東京市の介護予防・高齢者支援は
介護サービス等の支援が一度必要になった人でも
「もう一度、元の暮らしを取り戻す」ことを目指した仕組みになります。

要支援1・2、事業対象者の方の新規サービス利用の流れ

